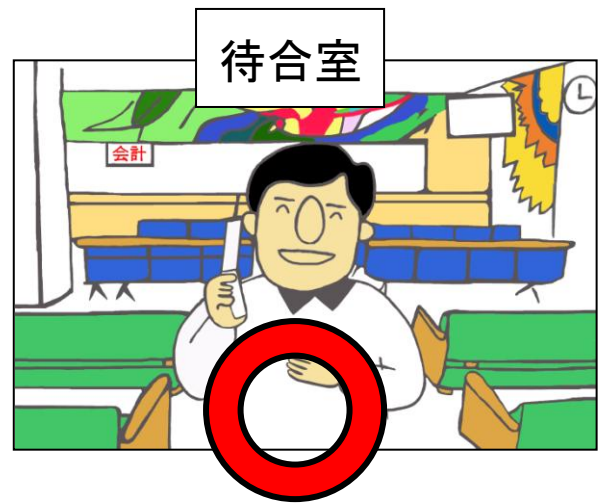


はら目ディカル通信

通算 108 号
2013 年 12 月 10 日
原眼科病院発行

院内での携帯電話の使用

以前、携帯電話の電波がペースメーカー等の医療機器への影響が懸念されていた為に、本院では院内の携帯電話の使用については、ペースメーカーを使用している患者さんがいらした時などに制限を設けていました。しかし、平成22年5月発表の総務省の調査の結果「携帯電話の電波は満員電車等で密着していない限りは、心臓ペースメーカー等の植込み型医療機器の動作に影響を与えない」という事が確認されました。その為今後、待合室に限り、携帯電話の使用を常時可能といたします。万が一、体調不良等を起こした時には、お近くの職員に声をおかけください。



今後、院内での携帯電話の使用方法については、**診察室内では診察の妨げ**になる為、**マナーモードに設定**し、今までどおり通話をご遠慮ください。又、待合室では他の患者さんに迷惑がかからない様に、**大声での通話はしない等、マナーを守った使用**をお願いいたします。

※オレオレ詐欺や、サイトを開いた際にボタンを押してしまうワンクリック詐欺等にご注意下さい。